提出書類一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 留意事項 | 様式 | 事業者確認欄 |
| 概要書等 | 1. 地域密着型サービス事業計画の提出について
 | 所定の様式 | 様式１ |  |
| (2)地域密着型サービス事業計画概要書 | 所定の様式 | 様式１－１別紙 |  |
| ・実施予定事業の定員等の計画 | 所定の様式 | 様式１－２別紙 |  |
| ・法人の沿革 | 所定の様式 | 様式１－６別紙 |  |
| 法人の概要 | (3)法人登記簿謄本 | 応募提出日前３か月以内に発行されたもの |  |  |
| (4)法人の定款（新設法人の場合は現在申請中のもの） | 最新のもの |  |  |
| (5)給与規程 | 最新のもの |  |  |
| (6)就業規則 | 最新のもの |  |  |
| (7)役員（予定）名簿 | 所定の様式 | 様式２ |  |
| (8)収支予算書 | 最新のもの |  |  |
| (9)決算報告書（賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書（勘定科目明細書）） | 過去３年分 |  |  |
| 計画書等 | (10)事業計画書 | 所定の様式 | 様式３ |  |
| (11)代表者・管理者の経歴書 | 所定の様式 | 様式４ |  |
| 資金計画 | (12)資金計画書及び建築・設備費の積算根拠がわかる書類 | 資金計画書は所定の様式、積算根拠（見積書等）は任意の様式 | 様式５ |  |
| (13)収支見込シミュレーション及び各項目の積算根拠がわかる書類 | ・収支見込シミュレーションは所定の様式、積算根拠は任意の様式・併設する介護サービス事業所等がある場合は全事業分及び事業毎に作成 | 様式６ |  |
| (14)直近３年分の同一月日の残高証明書（原本） | 法人名義の全口座 |  |  |
| 建物等 | (15)建物計画図 | 各階平面図（室別の面積が記入してあるもの）、立面図、配置図 |  |  |
| (16)事業所開設予定地の地図 | 周辺の状況が分かるもの |  |  |
| (17)現況の写真（数枚） | 応募提出日前１か月以内に撮影したもの |  |  |
| (18)現在指定されている介護保険サービス事業者に関する資料（パンフレット可） |  | 任意（Ａ４におさまらない場合はＡ４に折り込む） |  |
| その他 | (19)土地・建物の登記簿謄本、公図（写） | 応募提出日前３か月以内に発行されたもの |  |  |
| (20)借地借家（賃貸借）契約の締結にかかる書類 | 予約契約書、確約書、覚書等の写し |  |  |
| (21)地域密着型サービス事業実施に関する誓約書 | 所定の様式 | 様式７ |  |
| (22)地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書 | 所定の様式 | 様式８ |  |

【様式１】

　　年　　月　　日

葛　飾　区　長　殿

所在地

法人名

代表者名

地域密着型サービス事業計画の提出について

葛飾区内において地域密着型サービス事業の実施を別紙のとおり計画

しておりますので、選定方よろしくお願いします。

【担当者連絡先】

法人名

所在地

所属

担当者名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

**地域密着型サービス事業計画概要書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　　人【様式１－１別紙】 | 法人名 |  |
| 法人所在地 |  |
| 法人種別 | □既設□新設(　　年　　月予定) | □社会福祉法人　□医療法人　□株式会社□有限会社　□ＮＰＯ法人　□その他　 |
| 事業種別サービス | □看護小規模多機能型居宅介護 |
| 併設施設 | □あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□なし |
| 事業所名（仮称） |  |
| 建設予定地の状況ukyoukyou況 | 建設予定地 | 〒　　　　　　　葛飾区日常生活圏域　　 |
| 敷地面積 | ㎡（公図・実測） | 用途地域 |  |
| 建ぺい率 | ％ | 容積率 | ％ |
| 土地権利 | □所有　□賃借（　　　年） | 抵当権 | □あり　　□なし |
| 建物概要 | 建築面積 | ㎡ | 延床面積 | ㎡ |
| 構造 | 造 | 階数 | 地上　　階、地下　　階 |
| 建物権利 | □所有　□賃借（　　　年） | 抵当権 | □あり　　□なし |
| 整備内容 | □法人が新築　□法人が改修　□オーナーが新築　□オーナーが改修 |
| 着工予定 | 　　年　　月　　日 | 竣工予定 | 　　年　　月　　日 |
| 開設予定 | 　　年　　月　　日 |  |  |
| 事業費及び財源 | 区分 | 事業費（千円） | 財源内訳（千円） |
| 借入金 | 補助金 | 自己資金 |
| 建築・設備 |  |  |  |  |
| 用地取得 |  |  |  |  |
| 建物取得 |  |  |  |  |
| 運転資金 |  |  |  |  |
| 法人事務費 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |
| 整備を計画した目的・理由 |  |

実施予定事業の定員等の計画（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

【様式１－２別紙】

|  |  |
| --- | --- |
| 実施予定事業 | □小規模多機能型居宅介護　　　□介護予防小規模多機能型居宅介護□看護小規模多機能型居宅介護 |
| 登録定員 | 　　　人 | 通いサービスの利用定員 | 　　　人 | 宿泊サービスの利用定員 | 　　　人 |
| 従業者の職種・員数 | 介護従業者（うち看護職員） | 介護支援専門員 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
|  | 常　　勤（人） |  |  |  |  |
| 非常勤（人） |  |  |  |  |
| 常勤換算後の人数（人） |  |  |  |
| 建　物　構　造　概　要 |
| 居間及び食堂の合計面積（壁芯） | 　　　　　　㎡ | 個室以外の宿泊室の合計面積（壁芯） | 　　　　　　㎡ | 宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 | 　　　　　　人 |
| 利用者負担（項目が足りない場合は追加してください。） | 項　目 | 費　用　額 |
| 食事の提供に要する費用 |  |
| 宿泊に要する費用 |  |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |
|  |  |

＊　利用者負担は１か月（30日分）の費用を記入すること。

＊　介護保険自己負担額は除く。

＊ 上記の費用額の変更は原則として認められないので、利用者負担の設定にあたっては特に慎重を期すこと。

【様式１－６別紙】

法人の沿革（法人の設立から今日まで、簡潔に記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月 | 内　　容 |
|  |  |

【様式２－５別紙】

**役　員（予定）名　簿**

【様式２】

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 役職名・呼称 | ふりがな氏　　名 | 年齢 | 現在の職業 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【備考】当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）および事業所を管理する者について記入してください。

理事会・役員会の過去１年間の開催状況･議事内容等

|  |
| --- |
|  |

事　業　計　画　書

【様式３】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施予定事業

　事業計画書内の項目１～４については、添付書類含めて合計２０頁以内にすること（項目５はページ数に含まない）。また、１～４までの各枠内に箇条書きで記載している事項については、最低限記載すること。項目５については指示に従い、記載すること。

１　法人等の運営の透明性・公正性・法令等の遵守状況

|  |
| --- |
| 　○個人情報の取扱い、従業員の守秘義務に関する規程　○情報公表の考え方・取組み　○人材の育成・確保（定着を含む）に関する取組み〇介護職員の処遇改善、生産性の向上による職場環境の改善に向けた取組み　〇ハラスメント防止のための措置　等　　 |

２　施設管理運営体制

|  |
| --- |
| 　○施設や設備面での利用者への配慮（居室内、食堂、談話室、機能訓練室の工夫、利用者の動線等）　○緊急時・災害時の対応（設備上の代替手段、通報装置、備蓄物等）　○協力医療機関との連携方法（入退所、入退院時のカンファレンスや緊急時の情報共有の方法等）　○他の高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）との連携方法　○衛生管理体制、感染症の予防への取組み　　　○業務継続計画（ＢＣＰ）の策定　　等 |

３　利用者への対応

|  |
| --- |
| 　○日常生活上の支援（入浴・食事等への対応、質の高いサービス提供の取組み、特色のあるサービス等）　○苦情解決体制の内容、低所得者対策　○利用者等の人権尊重・尊厳保持（虐待防止、身体拘束廃止など）に対する考え・取組み　　　〇認知症利用者への対応○自立支援・重度化防止に係る取組　　等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

４　地域等との連携

|  |
| --- |
| 　○利用者の家族間交流に対する取組み　○地域住民や関係団体との連携　〇運営推進会議の設置に対する取組み　○事業所に隣接する住民への説明に対する取組み　〇地域住民等の相談に対応する体制、地域の相談窓口としての役割〇他のサービス事業者との連携　　等 |

**５　医療面での支援**

**看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護のみ記入**

|  |
| --- |
| 　○ターミナルケア（終末期医療）への取組み　○医療ニーズの高い利用者の受け入れへの考え・取組み　　　〇主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関との連携　　等 |

５　運営実績・経験（この項目は事業計画書のページ数の制限には含まない）

新規事業者は、(1)・(2)・(3)については記載せず、(4)・(5)について記載すること。それ以外の事業者は、(1)・(2)・(3)について記載し、(4)・(5)については記載しないこと。

※新規事業者とは、新たに介護保険サービスを始める事業者をいう。

|  |
| --- |
| （1）今回応募するサービス種別の運営実績はあるか。ある場合は、対象サービス種別のすべての事業所の名称と住所を記載すること。ない場合は、実績なしと記載すること。 |
| （2）前年度の研修実績はあるか。ある場合は、研修を行った日付・内容等を具体的に記載すること。ない場合は、実績なしと記載すること。 |
| （3）前年度のボランティア及び実習生の受け入れ実績はあるか。ある場合はボランティア及び実習生を受け入れた日付・内容等を具体的に記載すること。ない場合は、実績なしと記載すること。 |
| （4）経験のある事業者等との連携および支援の体制は整っているか。体制の内容を具体的に記載すること。（新規事業者である場合のみ記載すること。） |
| （5）経験のある従業員の採用はあるか。（新規事業者である場合のみ記載すること。） |

【様式４】

**代表者・管理者の経歴書**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| ふりがな氏　名 |  | 年齢 |  | 種別 | □　代表者□　管理者 |
| 主　　な　　職　　歴　　等 |
| 年　月　～　年　月 | 勤　務　先　等 | 職　務　内　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 職務に関連する資格 |
| 資　格　の　種　類 | 資格取得年月 |
|  |  |
| 備考（研修等の受講の状況等） |

【備考】代表者と管理者のそれぞれの経歴書を作成してください。

【様式７】

**地域密着型サービス事業実施に関する誓約書**

葛飾区長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　は、地域密着型サービス事業計画が選定された場合、その開設準備から事業の実施まで、制度の目的を十分に理解し、葛飾区が定める募集要項、「葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年葛飾区条例第５号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）」等に従い、葛飾区のサービス向上に努めます。

また、法令、社会秩序等を遵守することはもちろんのこと、サービス事業実施において、少なくても開設後　　　年以上は事業を継続することをここに誓約いたします。

なお、選定された場合は、 　　　　　　　　は、その責任に

おいて、原則として選定後速やかに着工し、令和８年度中までに確実にサービスを提供することを約し、選定辞退することがないようにいたします。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　所在地

法人名

代表者名

【様式８】

**地域密着型サービス事業計画の提出に伴う申立書**

葛飾区長　殿

申請者　　　　　　　　　　　　　　　は、募集要項の配布日から起算して５年前の同日以降、介護保険法第７８条の９及び第１１５条の１８による｢勧告、命令等｣、法第７８条の１０及び第１１５条の１９による｢指定の取消し等｣の処分を受けていないことを申し立てます。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

法人名

代表者名

【介護保険法第七八条の九】

（勧告、命令等）

市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 　第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二 　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 　第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

四 　第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２ 　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３ 　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４ 　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

【介護保険法第七八条の一〇】

（指定の取消し等）

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 　指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 　指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条及び第百四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八 　地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九 　指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 　指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 　指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二 　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三　指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十八項の規定による通知を受けたとき。

十四　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十五 　指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十六 　指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【介護保険法第百十五条の十八】

（勧告、命令等）

市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 　第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二 　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 　第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四 　第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

２ 　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３ 　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

４ 　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

【介護保険法第百十五条の十九】

（指定の取消し等）

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 　地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

八 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一 　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十二 　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十四 　指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【様式９】

　　年　　月　　日

　　募集内容・募集条件に対する質問書

「令和７年度　看護小規模多機能型居宅介護事業計画募集要項」について、次のとおり質問を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 部署 |  |
| 質問者氏名 |  |
| 連絡先 | 電　話：e-mail： |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項（タイトル） |  |
| 募集要項での対応部分 | ページ：該当個所：　　行目　～　　行目 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問内容 |  |